

Ⅲ. 令和5年度 吉岡町教育委員会教育行政方針

1. 基本理念

吉岡町教育行政方針は、吉岡町教育大綱に掲げた以下の基本理念に則り、項目ごとに町教育委員会が単年度に取り組む施策を計画し具現化するものです。

- 優れた知性や豊かな人間性のもと、答えが一つに定まらない社会において課題解決に向けて自ら考え、多様な人々と協働することなど、予測困難な社会を主体的に生き抜く力を身に付け、新たな価値を創造できる、心身ともにたくましい人材を育成します。
- 住民一人ひとりが、生涯を通じて、多様な人々と連携・協働しながら、自らの個性や能力を生かして、いきいきとした人生を築くため、自らの意思で学び続けられる「学びの環境づくり」を進めます。

2. 基本方針学校教育の充実

将来のまちづくりを担う子どもたち一人ひとりが輝き、健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域社会の連携・協力のもと、多様な学習活動を進めるとともに、導入した ICT 機器の活用を図ることにより、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、自ら課題を解決する力を育む学校教育の充実をめざします。

(1) 生涯学習・社会教育の推進

住民のニーズに応じた学習機会を提供するとともに、その学習の成果を生かすことができる社会教育活動を推進します。

(2) 文化・スポーツの振興

町の歴史・伝統文化の保全と活用を図るとともに、住民が生涯を通じて気軽に文化・芸術やスポーツ・レクリエーションを楽しみ、交流することにより、体力の向上や文化・スポーツ活動の推進に取り組みます。

第6次吉岡町総合計画 2022～2031 思いを紡ぎ、未来につなげる まちづくり 吉岡	
《基本構想》	《施策の大綱・体系》
紡ぐ1 すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実 紡ぐ2 「学びのまち・吉岡」の推進 紡ぐ3 次世代につなげる生活環境の充実 紡ぐ4 地域産業の持続的発展支援 紡ぐ5 緊急時対応への備えの充実 紡ぐ6 将来を見据えた行財政運営の推進	➡ 紡ぐ2▶①学校教育の充実 紡ぐ2▶②生涯学習・スポーツ・文化活動の推進 紡ぐ3▶③多文化共生社会の実現

令和5年度 吉岡町教育行政重点施策・事業

吉岡町では、『第3期吉岡町教育振興基本計画』（令和4年度～令和8年度）に掲げる施策・主な取組に基づき、『令和5年度 吉岡町教育行政方針』を定め、実施します。

1 学校教育の充実

(1) 学校教育環境の整備

① 学校教育施設の整備・充実

個別施設計画や増加傾向にある児童・生徒数の動向等を踏まえ、より快適な学校生活環境の実現のため、教育施設の整備や維持補修に努めます。また、老朽化した学校給食センターの建て替えに向けた取組を着実に進めます。

○ 計画的な学校施設整備

・駒寄小学校パソコン教室改修事業

令和6年度に見込まれる教室不足を解消するため、パソコン教室を普通教室へ改修工事を行う。

・明治小学校校庭一部芝生化事業

子どものけがの防止や体力向上等を目的に、校庭の一部を芝生化する（北校舎と南校舎の間）。

・吉岡中学校屋外階段改修事業

吉岡中学校北校舎の非常階段の老朽化に伴い改修工事を行う。

○ 新たな学校給食調理施設整備の推進

吉岡町に適した学校給食調理施設の整備に向け、建設地の選定、施設内容・施設規模など検討を行い「基本計画策定業務」に着手する。

○ 安心安全な学校教育環境づくり

通学路における危険箇所の点検調査を実施し、交通安全プログラムの作成に関与する。また、小学校に見守り指導員を配置して児童の安全を確保するとともに、学校外で児童・生徒を見守り、安全を確保する地域ボランティア活動や安全協力の家の依頼など、地域との連携に取り組む。

② ICT環境の整備と充実

国のGIGAスクール構想に連動した吉岡町の「HiBALIプラン」※を常にバージョンアップするために、活用の現状と将来を見通しながらICT機器や学習支援ソフトの計画的な整備・更新を進めます。

授業や家庭学習においてICT環境を日常的に活用することで、小中学校における「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現します。

※Hill-town Basis toward the Active Learning Innovation＝『主体的・対話的で深い学びの改革に向けた丘の手タウン吉岡町教育基本構想』

○ HiBALIプランによるICT環境整備・更新

吉岡町の「学校教育推進計画HiBALIプラン」に基づき、授業等で効果的な活用が図れるようICT環境整備を進める。

③ 学校運営協議会の充実と地域に開かれた学校づくり

「吉岡町学校運営協議会」を充実・活性化させ、協議会での議論を各学校の運営に生かせるようにするとともに、「地域学校協働センター」の活動の充実を図ります。

○ 学校運営協議会の設置・運営

中学校区全体で教育活動の更なる充実と学校運営の評価や改善を図るため、学校運営協議会を運営する。

○ 地域学校協働センターの活動支援

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互に連携・協働して活動する「地域学校協働センター」の活動支援を行う。

○ 地域ボランティアの協力による学習活動の充実

学校の教育活動及び児童・生徒の体験活動の充実に向けて、各種地域ボランティア及びの活用を図

る。

(2) 確かな学力の定着を図る学校教育の推進

① ICT環境を活用した新しい時代の教育の実践

整備されたICT環境を活用して学習意欲の向上を図るとともに、意見・考えの交流や学習内容の自己確認、個々の理解度を知ることができるようにします。また、児童・生徒がそれぞれの学習進度に合わせた学習を自ら実行できるよう学習支援ソフトの活用を図ります。

○ 「考えて行動できる人」の育成

「HiBALI プラン」のバージョンアップによる教職員の意識改革と授業改善、保護者や地域、民間事業者との連携・協力を通して、「考えて行動できる人」を育てる。

○ 授業等での効果的かつ積極的な活用と ICT 支援員の継続配置

ICT環境に適合した授業支援を図るため、「HiBALI プラン」を「3.0」にバージョンアップし、デジタル教科書や学習支援ソフトの更なる効果的活用を図る。また、教員がICTを活用した授業等をスムーズに行なえるよう学校での教員のICT活用をサポートするICT支援員を継続配置する。

○ G I G Aスクール運営支援センターの設置及び運営

教育情報セキュリティポリシーの整備、教育データの分析・利活用などの取り組みを民間事業者と連携しながら推進し、ICT教育の安定的かつ継続的な運用を図る。

② きめ細かな指導の実現

「きめ細かな指導」を実現するため、児童生徒一人ひとりに指導が行き届くようマイタウンティーチャーを配置します。

○ マイタウンティーチャーによる「個別最適な学び」への支援

「個別最適な学び」の充実のために、マイタウンティーチャーを配置する。

③ 特別支援教育の充実

障がいがある子どもに対し、個別の教育的ニーズに応じて幼児期から義務教育終了までの一貫した適切な指導や支援を行うため、保育所・認定こども園・小中学校・関係行政機関との連携を図ります。また、小中学校において対象者に適切な支援を行うため、特別支援学級に学習や学校生活の補助を行う学級補助員を配置します。

○ 教育支援委員会の開催

障がいがある子どもに対して、幼児期から義務教育終了まで一貫した支援ができるよう、教育支援委員会を開催する。

○ 学級補助員の配置による学級支援

特別支援学級の児童生徒(知的障がい、情緒障がい、肢体不自由、病弱等)一人一人に応じた個別な支援を行うため、学級担任の補助を行う特別支援学級補助員を配置する。

○ 通級指導の充実(制度外通級を含む)

言語障がいやLD/ADHD等の児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、県費による通級指導教室のほか、早期対応の重要性から未就学児童を対象として制度外の通級指導を実施する。

④ 読書活動の充実

学校図書館資料の充実を図るとともに、各学校の読書活動と図書館利用が一層活発になるよう学校図書司書補助員を配置します。

○ 学校図書司書補助員の配置と司書教諭との連携

図書室の利用推進を図るため、学校図書の整理や図書室の運営補助を行う学校図書司書補助員を配置し、司書教諭とともに図書室の利用推進と児童生徒の読書活動の活性化を図る。

⑤ 英語教育の推進

語学学習や国際理解教育を進めることを目的として、英語を母国語または公用語とするALT(外国語指導助手)を各校に1人ずつ配置します。

また、小学校中学年の「外国語活動」や低学年の課外で実施する『英語に親しむ活動』において担任が

行う授業を補助するため、英語に堪能な日本人の外国語活動指導助手を配置します。

○ ALT・外国語活動指導補助員の配置

日本人教師を補佐し、英語を母国語又は公用語とする生きた英語を子どもたちに伝える ALT(外国語指導助手)を引き続き配置し、コミュニケーション能力の向上と国際理解や異文化理解を進め、国際感覚を身に付けた児童生徒の育成を図る。

小学校における外国語活動の授業をきめ細かく行うことを目指し、主に低学年と一部中学年において担任が行う授業を補助する日本人の外国語活動指導補助員を配置する。

(3) 豊かな人間性と健やかな身体を培う教育の推進

① 基本的生活習慣の確立と感染症対策の徹底

早寝早起き朝ごはんなど基本的生活習慣の確立を図り、学校保健充実のための条件整備を進めます。

各種感染症への罹患や食中毒を防止するため、手洗いや手指の消毒を習慣化するとともに、自らの体調の管理や感染防止対応能力の向上を図るとともに、学習環境における感染症対策を徹底するため物的・人的支援を行います。

○ 学校保健指導・衛生管理・新型コロナ感染症対策への新たな対応

学校保健指導の充実を図るとともに新型コロナ感染症対策は、国や県からの通知や要請、また、学校における感染状況なども考慮し、適切に対応する。

② 豊かな心と規範意識を身に付けた児童・生徒の育成

「特別の教科 道徳」をはじめ各教科の授業や特別活動など全ての教育活動を通じて、思いやりのある心・感動する心を持ち、物事を自ら正しく判断・行動することのできる児童・生徒の育成を目指します。また、教職員自らが人権感覚を磨くとともに、児童・生徒が日常の学校生活や人権週間を通して人権尊重の精神を身に付けることにより、暴力やいじめを許さない学校づくりに努めます。

○ 道徳教育・人権教育の充実

人権尊重の精神の一層の普及を図るとともに、規範意識を育む教育に取り組む。

○ いじめを許さない心を育む教育の推進といじめ問題への対応

国の「いじめ防止対策推進法」、「吉岡町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に対する教職員の理解を深め、児童生徒自らがいじめに関する課題を「提起」し、「考え」、「取り組む」ことができる授業などを行う。また、各学校はいじめを積極的に認知し、各種方針に沿って解決に向け組織的に取り組む。

③ 福祉教育・環境教育の推進

障がいに対する教職員の理解を深めるとともに、児童・生徒が高齢者や障がいのある人への理解を深められるよう福祉教育を進めます。

また、自然体験活動などに参加できる機会を設け、奉仕的な活動を大切にすることを学ばせるとともに、ごみの分別やリサイクルなどの身近な環境問題に関する理解を深め、自己有用感の向上と持続可能な社会を生きることについて考えようとする態度を育てます。

○ 障害平等研修(DET)による教職員の障がいに対する実践力の向上

令和 4 年度に町立学校全教職員を対象に実施した障害平等研修(DET)を踏まえ、「障害」を生み出す環境や制度、人間関係についての理解を深めた事を児童・生徒への指導に生かす。

○ 環境教育の推進

道路や校舎内外の清掃活動、植物の栽培などを行うことにより、環境問題の現状についての理解を促し、環境保全に努力する態度を身に付けた児童・生徒を育成する。

④ 食育活動の推進

吉岡町健康づくり計画をふまえ、学校給食センター、栄養教諭と学校・関係機関の連携を図り、児童・生徒及び保護者に対する啓発等の食育活動を推進します。

○ 栄養教諭等を中心とした食育教育の推進

栄養教諭を中心とし、学校給食における地場産物の食に関する指導及び地場産物の使用割合の向上などに取り組み、食育の推進を図る。

⑤ 安全教育の推進

登下校時をはじめ、生活のあらゆる場面で、『自分の安全は自分で守る』という意識を深め、必要や知識と技術を身に付けられるよう、交通安全・防犯・防災教育の充実に努めます。

併せて、小学校に見守り指導員を配置し児童の安全を確保するとともに、学校外で児童・生徒を見守り、安全を確保する地域ボランティア活動や安全協力の家の依頼など、地域との協力を図ります。

○ 交通安全教育・防災教育の充実

自分の安全は自分で守るという意識を深めるとともに、必要な知識と技術を身に付けられるよう、関係機関とも協力して交通安全・防犯教育の充実に努める。

⑥ キャリア教育の充実

小学校から中学校までの9年間の自分を見つめるためのキャリアパスポートの効果的な活用を進めるとともに、生徒が自らの将来を考え、適切な進路選択ができるよう職業に関する学習の充実など、「キャリア教育」の推進を図ります。

○ キャリアパスポートの活用によるキャリア教育の充実

生徒が自らの将来を考え、夢や希望を持ち、進路意識を高めるよう指導する。

(4) 子どもたちの健やかな成長を支援する取組

① 心の安定を図る支援の充実

学校では、スクールカウンセラーを活用した相談体制の整備や児童生徒が自己肯定感を高める教育活動を展開するとともに、自らの辛さ・悩みを他に伝えやすい環境づくりや自殺予防対策としてSOSの出し方教育を行うなど、全ての子どもが楽しく健全に成長できるような取組を進めます。

不登校対策の更なる充実、ヤングケアラーへの支援、家庭における虐待の防止等、子どもが安心して学習できる環境づくりを進めるため、関係機関等と連携した取組を行います。

○ 教育相談体制の充実

必要とする児童生徒の保護者からの相談に応じられるよう、スクールカウンセラーを各校とも週1日常駐する体制を継続する。

○ 適応指導教室(教育支援センター)の運営

不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、適応指導教室(教育支援センター)を設置する。

○ Y' ODS(吉岡オーブンドアサポート事業)の充実

担任・担当教師らとの円滑な連携のもと、不登校傾向の児童生徒に対し、家庭訪問などを通して児童生徒や保護者とのコミュニケーションをとるなど、家庭と学校をつなぐ役割を担う事業を推進する。

○ 放課後見守り教室・吉中生放課後自習室事業への支援

町地域学校協働センターの取り組みとして、放課後の児童の居場所づくりを主目的とした「放課後(児童)見守り教室」の実証実験を行う。また、中学生の自主学習の場を提供し支援する「吉中生放課後自習室」を引き続き実施する。

○ 児童虐待防止対策の推進

関係機関と連携し、虐待防止に向けた周知啓発と対策に取り組む。

○ 自殺防止対策の推進

職員向けに行った「ゲートキーパー養成講座」研修の知見を生かすとともに、「いのちを支える吉岡町自殺防止対策行動計画」に基づき、「SOSの出し方に関する教育」を推進する。

○ ヤングケアラー問題への取り組み

町部局との連携をはかりつつ、文部科学省からの指導などを参考に「ヤングケアラーの社会的認知の向上」や「児童生徒のヤングケアラー実態把握」など、町教育委員会としてできる取組を進める。

○ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

いじめや不登校などの未然防止、早期発見・早期対応や教職員の相談能力向上のために、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家「スクールカウンセラー」や、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境への働きかけや関係機関との連携調整などを行う「スクールソーシャルワーカー」の効

果的な活用を図る。

② 保護者負担の軽減

準要保護児童生徒への就学援助や特別支援学級就学援助費、特別支援学校就学援助費等、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者や障がいのある児童生徒がいる世帯の経済的負担を軽減するための取組を実施します。

また、給食費の一部補助や学習支援ソフト使用料の町負担等、町立学校に通う児童生徒の保護者の教育費の負担軽減に取り組みます。

- 経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する支援

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な費用の一部を援助する。

- 生理の貧困対策

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、生理の貧困対策として、生理用品等購入費補助事業を実施する。

学校内での生理用品の配布の方法について検討する。

- 障害のある児童生徒がいる世帯に対する支援

通学等に係る保護者の経済的負担を軽減し特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、吉岡町に住所を有し町外の特別支援学校小学部又は中学部に在学する児童生徒の保護者に対し援助費を支給する。

- 全児童生徒に対する給食費の一部助成

学校給食費の一部を町の一般会計から学校給食事業特別会計へ繰り出すことにより、全児童生徒の保護者負担の軽減と学校給食の充実を図る。

- 学校給食費一部無償化事業(第3子以降給食費無料化)の実施

小中学校に同時に通学する児童生徒を同一世帯で3人以上養育している人を対象に、第3子以降の給食費の無料化を実施する。

- 自転車通学生徒に対するヘルメット購入費用助成

自転車通学をする生徒の安全を確保するため、自転車通学者用ヘルメットの購入に要する経費の一部補助を実施する。

- 通学バスの運行

上野原地区に居住し、町立小中学校に通学する児童・生徒の通学の利便性を向上させることを目的として通学バスを運行する。

- 部活動全国大会等出場補助

保護者負担の軽減を目的として、中学校部活動で県大会等へ出場する際の経費等を補助する。

(5) 学校運営への支援

① 校務負担軽減のための支援と施策

教職員の多忙化解消の観点から教職員の事務をサポートする町費職員を配置するとともに、教員の働き方改革等を踏まえた部活動の今後の在り方について検討し、地域社会と連携した取組を進められるよう準備を始めます。

休日の中学校部活動について地域移行への仕組みづくりに向けた検討を行います。

- 学校支援員(事務補助員、検診等補助員、公仕等)の配置

学校事務補助員や検診等補助員、公仕等を配置し、学校教職員の多忙化解消に取り組む。

- 部活動指導員の活用とスポーツエキスパート事業の実施

運動部活動を指導する教員を支援する「部活動指導員」の活用を図るとともに、専門的な技能と経験を持つ外部指導者を活用したスポーツエキスパート事業を実施する。

- 休日部活動の段階的な地域移行に向けた取り組み

国の「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、吉中部

活動の現状なども考慮しつつ、段階的な地域移行を推進する。

② 教職員の指導力の向上と服務規律の確保

学力向上のための授業改善の研究や教育相談の理論と技法の修得などを進めるとともに、変化する教育課題に柔軟に対応できる資質を高めるため、町立小中学校教職員の全体研修会などを実施します。

また、教職員は信頼される学校づくりの基盤であることを意識するとともに、教職員が「吉岡町の職員である」という自覚を持ち続けられるよう、月例の校長会等で毎回確認しあうなど、服務規律の保持に努めます。

○ 吉岡町教育研究所活動の推進と教職員の服務規律の確保

吉岡町教職員の資質向上を図るため、HiBALIプラン3.0の内容に基づく実践的な研究・協議を行うとともに、教職員の服務規律の保持に努める。

(6) 幼児教育との連携

① 幼児教育との連携

幼児が小学校に就学するにあたり学校生活にスムーズに適応できるよう、保育所・認定こども園、小学校と中学校の適切な連携を図ります。

○ 子育て支援ファイル『わが子と歩む』の活用

就学相談・就学指導を行う際に、子育て支援ファイルを活用する。

○ 保育園及び幼稚園・認定こども園と小学校との連携

県のコンサルテーション事業を活用し、保育園、幼稚園などを訪問して、保育士や幼稚園の先生たちの相談を受け、支援の方法などを考える。

2 生涯学習・社会教育の推進

(1) 生涯学習の充実

① 文化センター施設・設備の改修・改善

文化センターは施設・設備の老朽化が進み、修繕や改善を必要とする箇所が年々増加していることから、個別施設計画に基づき、計画的な維持補修を進めます。

○ 計画的な施設整備

個別施設計画に基づき、文化センターの維持管理及び計画的な施設整備を進める。

② 住民参加の学習講座の開設

地域人材の知識や技術を生かした講座を開設して、地域住民の受講を募ることにより、教えることや学ぶことを通して、生きがいづくりを推進し、併せて学習機会の拡充と人材の育成活用を図ります。

○ よしおか手作り講座の開設

公募した一般住民講師による講座開設と自主的な運営により、教える事や学ぶ事から生まれる生きがいづくりを推進し、併せて学習機会の拡充と人材の育成活用を図る。

③ 文化センターの活用推進

芸術文化に関する住民ニーズに応じた芸術鑑賞ができる場であるとともに、文化協会をはじめ各種文化サークルが活動の成果を発表する場でもある文化センターの活用を図ります。

○ 自主事業の充実

世代を問わず親しみやすい事業を行うことにより、舞台芸術の普及や伝統文化の継承・発展及び地域文化の醸成を図る。

④ 自主グループの育成

住民が生涯にわたって学びをはじめとしたさまざまな取組を進められるよう、各種教室講座などの参加者をもとにした自主グループの育成を図ります。

○ 各種講座をベースとしたグループの育成支援

手作り講座や一般教養講座の参加者の意向を踏まえ、自主グループの育成を支援する。

(2) 地域社会の変化に対応する社会教育の推進

① 各年齢層に対応した学習機会の提供

子どもから高齢者まで各年代を対象にした魅力ある講座や地域活動等に生かすことができる教室などを企画し、広く住民に対し学習機会を提供します。

○ 子育て教室『わくわく遊び』の実施

乳幼児・未就学児とその保護者が参加できる教室を開催し、子どもの社会性を養うと共に、親同士の情報交換や悩み相談の場としても活用する。

○ 子ども向け及び親子体験講座の開催

幼児児童の知的好奇心を刺激するとともに、子どもの居場所づくりを目的として、子ども向け及び親子体験講座等を開催する。

○ 高齢者向け教養講座(エナジーカレッジ)の開催

高齢者に対して、教養の向上や健康増進等、社会生活やまちづくり活動に役立つ機会をより多く提供することを目的に、高齢者向け教養講座事業を実施する。

○ 公民館主催による教養講座の充実

住民の学習ニーズに即し、教養の向上や健康増進等を図る機会を提供する。

○ 家庭教育学習機会の提供

家庭の教育力を高めるため、PTA や婦人会、子育て部局とも連携し、親への学びの機会を提供する。

② 図書館活動の充実と読書推進

図書館活動の充実を図るとともに図書館ボランティアの協力による読み聞かせなどの読書推進活動を進めます。

○ 読書推進活動の充実

「吉岡町子ども読書活動推進計画(第2次)」に沿い、ブックスタート事業や読み聞かせなどの読書推進活動を行うとともに、図書館通帳の普及促進活動に取り組む。

○ 図書館ボランティアへの支援

読み聞かせやブックスタート等の事業を行っている図書館ボランティアの活動を支援する。

③ 社会教育活動の推進

地域の課題解決や地域の活性化、住民の絆づくりにつなげるとともに、個人のニーズや社会の要請にこたえ地域住民一人一人が持つ資質や能力を高めることができる社会教育活動の推進に取り組めます。

○ 社会教育委員活動の充実

町の社会教育を担う社会教育委員活動の充実を図る。

○ 社会教育主事資格の取得促進

地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う社会教育主事を養成する。

(3) 青少年健全育成の推進

① 青少年活動と地域が支える健全育成

地域の催しへのボランティア参加を推奨するとともに、子どもたちが主体的にかかわる活動の充実や、青少年が参加しやすい文化・スポーツ活動などの機会創出を通して、青少年の社会参加を促進し、もって青少年の健全な育成を図ります。

また、社会から青少年に対して悪影響を及ぼす要因を取り除くため、家庭や学校、地域社会が一体となって、青少年の健全育成活動を支援します。

○ 子ども会活動の充実

コロナ禍で中止されてきた行事を再開し、地域間交流や異年齢間の交流を通じて、子どもたちの社会性や協調性、リーダーシップの醸成を図る。

○ 子ども交流事業の推進

自然体験・宿泊体験・社会体験活動を目的として大樹町との子ども交流事業を実施するとともに、直接訪問ができない場合においても ICT 等を活用した交流事業を検討する。

○ 各種ボランティア活動への参加促進

児童生徒が身近な社会に積極的にかかわる態度を培うことを目的として、教育委員会等が実施する行事へのボランティア受け入れを積極的に行うとともに、「吉中ボランティア」の拡充を図る。

○ 青少年健全育成活動の実施

青少年育成推進員による青少年の健全育成及び非行防止対策を推進するための活動を支援するとともに、各自治会が行う地域の健全育成のための活動をサポートする。

(4) 人権教育の推進

① 人権教育啓発資料の作成と学習機会の提供

人権を尊重し、お互いに認め合う心を育て、一人一人が尊重される差別や偏見のないまちづくりを目指すために、人権発表会や人権作文集とともに、人権に関わる研修等を通して住民の人権意識の高揚に努めます。

○ 人権発表会の開催と人権啓発資料の作成

「人権尊重の理念」を正しく認識し、差別や偏見のない明るい町づくりを目指して、人権発表会を開催するとともに、人権作文集を町内全世帯に毎戸配布し、人権教育の推進を図る。

3 文化・スポーツ

(1) 伝統文化の保存と活用

① 文化財の保護と活用

町内の文化財や歴史資産を後世に伝えるため、文化財・歴史資産・地域資源の保護・保存に取り組みます。

文化財センターを拠点に、町内の文化財や歴史資産について整理を進めるとともに、郷土への理解と郷土愛の醸成を図るため、文化財に関する情報発信に取り組みます。

○ 文化財保護のための支援

文化財の保護活用に要する経費について補助金を交付するとともに、郷土芸能の振興、保存及び育成並びに後継者の養成等を行う団体等に対し補助金を交付する。

○ 文化財センター情報発信事業の推進

町所在・所有の文化財を広く周知させ、住民全体の文化財愛護の意識高揚を図るとともに、その重要性を周知することを目的として文化財紹介動画を作成するなど、文化財に関する情報発信を行う。

(2) 芸術・文化の振興

① 芸術・文化活動の支援

芸術や文化に触れる機会とともに、住民自らが芸術・文化活動を実践する機会の充実を図ります。

○ 町民文化祭の開催

芸術文化に対する理解と認識を高め、文化の香り豊かな町づくりを目指し町民文化祭を開催する。

○ 文化協会への活動支援

無形文化財の保存及び文化団体の育成並びに相互の連帯を保ち、芸術文化の高揚を図ることにより住民の生活に活気と潤いをもたらすことを目的として活動する文化協会に対して支援を行う。

(3) 生涯スポーツの振興

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

各種スポーツ大会・教室の開催などを通じて、定期的にスポーツ活動に親しむ町民を増やすとともに、スポーツ振興を目的に活動しているスポーツ関係団体への支援を行います。

○ 生涯スポーツの普及支援

誰もが気軽にスポーツに参加できる取組みを進めるとともに、各種スポーツ大会・教室等の開催等、

町内のスポーツ振興に取り組むスポーツ協会及びスポーツ推進委員の活動を支援する。

○ スポーツ少年団活動の充実

スポーツを通して青少年の健全育成に資することを目的に活動するスポーツ少年団の活動を支援することで、町内スポーツ少年団活動の活性化を図る。また、休日部活動の地域移行に向けた受け皿として体制づくりを進める。

② スポーツ施設の整備・維持管理

スポーツに取り組みやすい環境を町民に提供するため、スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、老朽化した施設・設備については、個別施設計画に基づき、計画的な対応を行います。

また、八幡山グラウンド整備に関する基本計画の見直しに取り組みます。

○ 計画的な施設整備

老朽化対応及び利便性の向上を図ることを目的として、社会体育施設の個別施設計画に基づき維持・管理・補修工事を実施する。

○ 八幡山グラウンド整備計画の見直し

八幡山グラウンド周辺基本構想に基づき、400mトラック及びサッカー場を配置した、施設整備に向け、基本計画の見直しを検討する。